

手順書の記載事項について(案)

○ 特定行為に係る看護師の研修制度における手順書の定義等について

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)(抄)

第三十七条の二 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

2 この条、次条及び第四十二条の四において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一(略)

二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の補助の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。

三～五(略)

3 (略)

(参考)チーム医療推進会議報告書(平成25年3月29日)別添「特定行為に係る看護師の研修制度(案)」(抄)

○ 医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に、以下のような研修を受けることを制度化する。

医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール*(プロトコールの対象となる患者及び病態の範囲、特定行為を実施するに際しての確認事項及び行為の内容、医師への連絡体制など厚生労働省令で定める事項が定められているもの)に基づき、特定行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、厚生労働省令で定める基準に適合する研修(以下「指定研修」という。)の受講を義務づける。

厚生労働省令で定める手順書に必ず記載する事項について(案)

○手順書には、「患者の病状の範囲」及び「診療の補助の内容」のほか、以下の事項を記載することとしてはどうか。

(1) 手順書の対象となる患者

※手順書において患者を特定する必要まではないが、医師が手順書により指示を行う段階で、患者が特定されている必要があることに留意。

(2) 特定行為を実施するに際しての確認事項

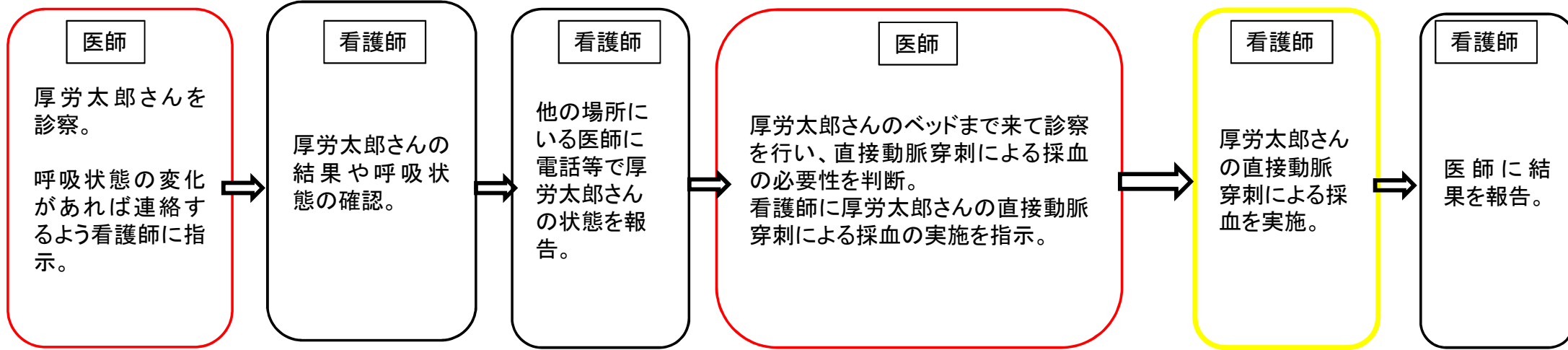
(3) 医師又は歯科医師への連絡体制

(4) 行為実施後の医師又は歯科医師への報告方法

一般病棟に入院している患者に直接動脈穿刺による採血をするよう看護師に指示する流れ（イメージ）
（手順書によらない指示の一例、手順書による指示の一例）

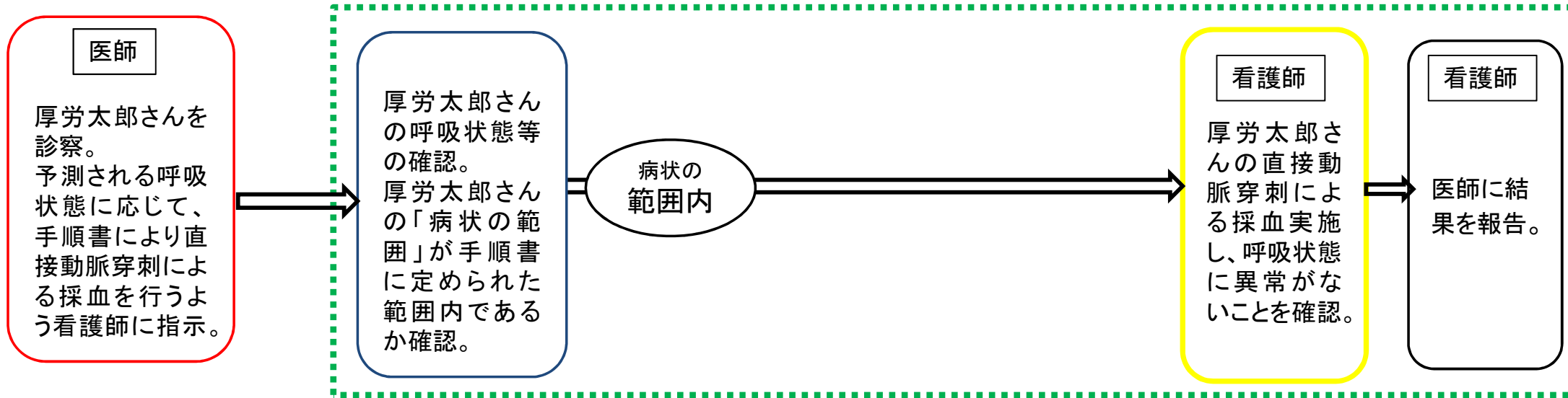
○手順書によらない指示の一例

（直接動脈穿刺を行うべきか否かの病状の判断を、医師又は歯科医師が行う）



○手順書による指示（特定行為研修の対象となる流れ）の一例

（直接動脈穿刺を行うべきか否かの病状の判断を、手順書により看護師が行う）



手順書による指示のイメージ

指示

< 指示 >

- ・患者の特定
- ・特定行為を実施する
看護師の特定
- ・処方内容
(薬剤に関連する行為の場合)
- ・どの手順書により特定
行為を行うのか

ほか

「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

○手順書の対象となる患者⁽¹⁾: 呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要となりうる患者

※本事項では患者は特定されないが、医師又は歯科医師による指示において、最終的に患者が特定されることに留意

○患者の病状の範囲: 以下のいずれもが当てはまる場合

- ・呼吸状態の悪化が認められる (SpO₂、呼吸回数、血圧、脈拍等)
- ・意識レベルの低下 (GCS●点以下又はJCS●桁以上) が認められる

○診療の補助の内容: 病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施

○特定行為を実施するに際しての確認事項⁽²⁾: 穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない

○医師又は歯科医師への連絡体制⁽³⁾:

- ①平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する
- ②休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する

○行為実施後の医師又は歯科医師への報告方法⁽⁴⁾: 手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する
(結果が出たら速やかに報告)

※省令には下線部分の「事項」を規定。その具体的内容については各臨床現場において作成する。その上で、当該事項以外の事項及びその具体的内容を各医療現場の判断で追加することもできる。

※手順書は、医師・歯科医師や、当該行為に関わる医療関係職種が連携して予め作成する。